

野菜と花の栽培講習会開催のお知らせ

吾妻農業事務所とJAあがつまで販売を目的とした農産物の栽培を行いたい方を対象に、栽培講習会を行います。

○対象者

農地を所有していて、農産物の販売を行いたい人

○推進品目

野菜 ズッキーニ トウモロコシ サヤインゲン
夏秋ナス 漬物用長なす 漬物用きゅうり
花 コギク

○講習内容

- ・推奨品目の栽培概要と基礎知識について
- ・導入計画と販売方法について
- ・県補助事業等について

○日時・場所

第1回 平成23年12月7日(水)午前9時
JAあがつま本店会議室

第2回 平成23年12月7日(水)午後1時30分
JAあがつま名久田支店会議室

第3回 平成23年12月9日(金)午前9時
JAあがつま高山支店会議室

○参加申し込み及びお問い合わせ先

電話で平成23年12月2日(金)までに申し込んでください。

吾妻農業事務所 普及指導課 ☎0279-75-2364

JAあがつま 農産課 ☎0279-68-2148

吾妻郡図書館からお知らせ

★11月の休館日 4日・7日・14日・21日・22日・24日・28日

★開館時間 AM9時30分～PM7時

☎0279-76-3115 FAX0279-76-3116

★新刊情報

【一般書】約170冊

| | |
|-----------|-------|
| 「マネー避難」 | 藤巻 健史 |
| 「茨城の花」 | 安原 修次 |
| 「紅梅」 | 津村 節子 |
| 「やなりいなり」 | 畠中 恵 |
| 「虹の岬の喫茶店」 | 森沢 明夫 |

【児童書】約130冊

| | |
|-----------|------|
| 「学校の怪談」 | 常光 徹 |
| 「電車で行こう！」 | 豊田 巧 |

「青い本」 緑川 聖司

「チームみらい」 吉野万理子

「みずちゃぼん」 新井 洋行

★この一冊

『広辞苑の中の掘り出し日本語』永江朗、バジリコ株式会社 2011.7 辞書は読んでも面白い！文章家である著者による国語辞書の痛快読書エッセイ。広辞苑で見つけた不思議な日本語や可笑しい日本語などを紹介しています。

『東日本大震災心をつなぐニュース』池上彰+文藝春秋/編、文藝春秋、2011.6 東北・東日本の地元新聞から震災ニュースを厳選。決死の救出活動など、心が揺さぶられる記事を紹介しています。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、来る11月14日(月)から11月20日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

「女性の人権ホットライン」専用電話番号は

ゼロナナゼロのハートライン

全国共通 **0570-070-810**

※携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話からは接続できません。

強化週間中の受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

※通常の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方法務局人権擁護課(担当 渡邊・塚田)

☎027-221-4466(代表)

FAX027-220-4208

吾妻郡消費生活センターだより

小さなことでもお気軽にご相談下さい。

●悪質商法・訪問販売による被害

●インターネット・携帯電話によるトラブル

●消費者金融への返済に困っている

などについての相談を受け付け、トラブル解決のための助言・あつせんを行います。秘密は厳守しますので、小さなことでもお気軽にご相談ください。相談員が丁寧にお聞きします。

▽相談専用電話

☎0279・75・1166

▽相談室

吾妻郡文化会館 2階

借金返済でお困りの方へ 無料法律相談会開催のお知らせ

借金問題は必ず解決します！

▽期日 11月26日(土)

▽時間 午後1時～5時

▽会場 中之条町役場 2階

▽申し込み先 吾妻郡消費生活センター

☎0279・75・1166

▽内容 弁護士や司法書士による借金の法的整理に関する相談や、心の相談にも応じます。秘密は厳守します。

▽費用 無料

▽相談方法 電話予約の上、直接来所してください。

県営住宅入居のご案内

23年度入居募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施します。今回は1月入居募集のお知らせです。

▽所在地・間取り・募集戸数・家賃

募集案内をご覧ください

▽入居資格 現在住宅に困窮しており、親族と入居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人

※収入制限があります

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ (<http://www.gunma-jkk.or.jp>) をご覧ください。

ホームページ (<http://www.gunma-jkk.or.jp>) をご覧ください。

▽申込期間 1月4日(水)～18日(水)

▽入居可能日 平成24年4月1日(日)

▽申し込み方法 所定の申込用紙を郵送

▽申し込み用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県土木

事務所、市役所・町村役場

▽その他 入居者は、公開抽選で選定します

※一部の住宅(田口団地、萱野団地、鼻高団地、城山団地、下河原団地、城ノ岡団地、鳥山団地、浜町団地、矢場団地、成塚団地、青柳団地、中島団地)については、随時申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

▽お問い合わせ先 県住宅供給公社

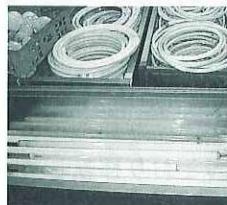
(☎027・223・5811)

(FAX027・223・9808)

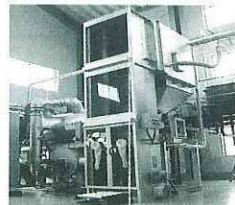
きちんと分けたごみは 生まれ変わります 【蛍光管】

危険ごみとして集められた「蛍光管」は、中に入っている水銀を回収した後、ガラス部分は断熱材やガラス工芸品、金属部分は金属製品の原材料として生まれ変わります。昨年度は約6トナリサイクルされました。これからも正しい分別にご協力をお願いします。

集められた蛍光管



水銀回収



素材別に分けリサイクル



口金部分



ガラス部分

お問い合わせ 吾妻東部衛生センター
75-2099

裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28万6000人です（有権者全体に占める割合は、約365人に1人）。

☆裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成25年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握

し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、又は裁判の当日（選任手続時）に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

また、同時期に検察審査員候補者に対しても同様の通知書が郵送されます。

お問い合わせ先

前橋地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎027-231-4275 内線512、513
前橋検察審査会事務局 ☎027-231-4275 内線470、471

平成23年秋季全国火災予防運動

平成23年秋季全国火災予防運動が下記のとおり全国一斉に実施されることになりました。この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に行われます。

実施期間 平成23年11月9日（水）～15日（火）までの7日間

統一標語 『消したはず 決めつけないで もう一度』

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

－3つの習慣・4つの対策－

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

東京入国管理局高崎出張所の移転のお知らせ

東京入国管理局高崎出張所は下記のとおり移転しますのでお知らせいたします。

業務開始日 平成23年11月14日（月）

移転先 〒370-0829 群馬県高崎市高松町26の5

高崎法務総合庁舎1階

☎027-328-1154（※電話番号に変更はありません。）

交通機関

J R高崎線・上越線・両毛線
「高崎駅」から徒歩20分

（※ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。）

